

福岡県公報

令和六年七月十九日
第五百十四号
増刊 ①

目次

規則(第三十八号)

○福岡県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則 (自然環境課) …………… 一

規則

福岡県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年七月十九日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第三十八号

福岡県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県立自然公園条例施行規則(昭和三十九年福岡県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「第八号、第九号及び第十二号」を「第七号、第八号及び第十一号」に改め、「執行する」の下に「公園施設に関する」を加え、「及び第九号から第十二号まで」を「第六号から第八号まで、第十一号及び第十二号」に改め、「除く」の下に「とともに、行為の規模が大きいため、第三号から第五号まで及び第十号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる」を加え、同項第三号及び第四号中「以上」を「程度」に改め、同項第五号中「千分の一以上」を「千分の一程度」に、「構造図、意匠配色図及び給排水計画図」を「及び意匠配色図」に改め、同項第六号から第十四号までを次のように改める。

六 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約

七 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類

八 工事の施行を要する場合にあつては、事業資金を調達することができることを証する書類

九 分譲型ホテル等の公園事業にあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類

十 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺千分の一程度の図面

十一 工事の施行を要する場合にあつては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書

十二 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類

十三 公園事業の執行に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の規定により土地又は権利を収用し又は使用する場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書

十四 当該公園事業が福岡県環境保全に関する条例施行規則(昭和四十八年福岡県規則第十七号。以下「保全条例施行規則」という。)別表第一に掲げる行為に該当する場合は、自然環境の保全対策(開発の行為をする者が行う自然環境の保全のための措置をいう。以下同じ。)について記載した書類

第三条に次の一項を加える。

4 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第八条第二項の協議又は同条第三項の認可に関し必要があると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第六条第一号及び第二号を次のように改める。

一 条例第八条第四項第一号又は第五号に掲げる事項の変更(ただし、第五号に掲げる事項の変更にあつては、分譲型ホテル等を除く。)

二 第三条第二項各号に掲げる事項の変更(ただし、第一号に掲げる事項の変更にあつては公園施設の規模、色彩又は形態の変更を伴わないものに限る。)

第六条第三号から第五号までを削る。
第六条の二に次の一項を加える。

3 知事は、前項に定めるもののほか、条例第八条第六項の協議又は認可に関し必要があると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第六条の四中「(様式第三十三号)」を「(様式第三十四号)」に、「様式第三十三号の二」を「様式第三十四号の二」に、「様式第三十三号の三」を「様式第三十四号の三」に改める。

第七条第四項第一号中「第十一号」を「第十二号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第十條第二項」を「第十條第三項」に、「(様式第五号)」を「(様式第六号)」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項第一号中「第十條第一項」を「第十條第二項」に改め、同項第二号中「第十一号」を「第十二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「第十條第一項」を「第十條第二項」に、「(様式第四号)」を「(様式第五号)」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

条例第十條第一項の承認を受けようとする者は、公園事業譲渡による承継の承認申請書(様式第四号)を提出するものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 譲受人が個人の場合にあつては、譲受人の住民票の写し

二 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項

証明書

三 第三条第三項第三号、第四号及び第十二号に掲げる書類

四 譲受人が行う公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他譲受人が公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類

五 譲受人が譲り受けた後の分譲型ホテル等にあつては、当該仕組み及び当該事業の

執行による自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類

六 譲渡及び譲受けに係る譲渡人及び譲受人の意思の決定を証する書類

第八条第一項中「(様式第六号)」を「(様式第七号)」に改める。

第十五条第一項中「(様式第七号)」を「(様式第八号)」に改める。

第十六条第一項中「様式第八号」を「様式第九号」に、「様式第二十二号」を「様式第二十三号」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、行為の規模が大きいため、次の各号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該行為の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

第十六条第二項第一号及び第二号中「以上」を「程度」に改め、同項第三号中「以上」を「程度」に改め、「構造図」を削り、同項第四号中「以上」を「程度」に改め、同条に次の二項を加える。

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第十七条第三項の規定による許可に関し必要があると認めるときは、当該許可の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

4 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第十七号)第二十二条の三第一項に規定する認定地域脱炭素化促進事業者が同条第三項第一号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従つて自然公園の区域内において同法第二十二条の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組を行うため条例第十七条第三項の許可を受けなければならぬ行為を行う場合には、当該許可があつたものとみなす。

第十七条第四号中「距離」の下に「あつて、かつ、その水平投影面積が千平方メートル以下で」を、「こと」の下に「(改築又は増築にあつては、改築又は増築後において、その水平投影面積が千平方メートル以下であるものに限る。)」を加え、同条第十一号の三中「巣箱、給餌台」を「野生鳥獣の保護増殖のための巣箱、給餌台」に改め、同条第十一号の七中「ものに」の下に「限り、かつ、増築部分の最高部と最低部の高さの差が二メートル以下であるものに」を加え、同条第十一号の八を次のように改める。

十一の八 既存の電線、電話線若しくは通信ケーブル(以下「電線等」という。)を改築すること又は既存の電線等に沿つて電線等を新築若しくは増築すること(既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。)

第十七条第十一号の十一を削り、同条第十一号の十中「及び」を「又は」に改め、「通信ケーブル」の下に「及び引込みに要する設備」を加え、同条第十一号の十一

とし、同条第十一号の九中「電柱」を「変圧器その他の電柱」に、「変圧器を既存の規模を超えない範囲で交換すること」を「設備を改築又は増築すること（当該電柱の高さを超えないものに限る。）」に改め、同号を同条第十一号の十とし、同条第十一号の八の次に次の一号を加える。

十一の九 既存の電線等に付帯する工作物を新築、改築又は増築すること（既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。）。

第十七条第十一号の十二中「又は農作物」を「、農作物、森林若しくは生態系」に改め、同条第十一号の十三中「防除」の下に「又は保安」を加え、同号の次に次の二号を加える。

十一の十四 知事が指定する地域以外の地域において既存の建築物の屋根面に太陽光発電施設（当該施設の色彩及び形態が、自然公園の風致の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が指定する色彩及び形態であるものに限る。）を設置すること。

十一の十五 県が、自然公園の保護又は適正な利用の推進のために人の立入りを防止するための柵又は当該公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物（高さが三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が三平方メートル以下であるものに限る。）を新築し、改築し、又は増築すること。

第十七条第十三号中「木竹」の下に「（条例第十七条第三項第十一号の知事が指定する植物（以下「採取等規制植物」という。）であるものを除く。）」を加え、同号の次に次の二号を加える。

十三の二 生業の維持のため、必要な範囲内で竹（高さが五十センチメートル以内のものに限る。）を伐採すること。

十三の三 施設又は設備の維持管理を行うため必要な範囲内で竹（高さが三メートル以内のものに限る。）を伐採すること。

第十七条第十六号中「又は電線路の維持」を削り、同号の次に次の二号を加える。

十六の二 電線路の維持に必要な範囲内で木竹を伐採すること。

十六の三 道路（主として歩行者の通行の用に供するものを除く。）、鉄道又は軌道の交通の障害となる木竹を伐採すること。

第十七条第十七号の二を次のように改める。

十七の二 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。

第十七条第十七号の二の次に次の一号を加える。

十七の三 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。

第十七条第十八号を次のように改める。

十八 削除

第十七条第十八号の三中「木竹」の下に「（採取等規制植物であるものを除く。次号において同じ。）」を加え、同条第十八号の十二を次のように改める。

十八の十二 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

第十七条第十八号の十四を削り、第十八号の十三を第十八号の十四とし、同号の前に次の一号を加える。

十八の十三 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

第十七条第十八号の十五中「行為」を「業務」に改め、同条第十八号の十六中「損傷する」を「行う」に改め、同条第二十四号の十五中「森林の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖」を「森林又は野生動物植物の保護管理」に改め、同条第二十四号の十六の二を削り、同条第二十四号の十六の三を同条第二十四号の十六の二とし、同条第二十五号中「ある植物で、条例第十七条第三項第十一号の規定により知事が指定するもの」を「おいで採取等規制植物」に改め、同条第二十五号の二を次のように改める。

二十五の二 農業を営むために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。

第十七条中第二十五号の十一及び第二十五号の十二を削り、第二十五号の十を第二十五号の十二とし、第二十五号の九の二を削り、第二十五号の九を第二十五号の十一とし、第二十五号の八を削り、第二十五号の七を第二十五号の十とし、同号の前に次の一号を加える。

二十五の九 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体が実施するものであつて、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が知事に提出されたものに限る。）に参加した者が、特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること

。第十七条中第二十五号の四の二から第二十五号の六の二までを削り、第二十五号の四を第二十五号の八とし、同号の前に次の三号を加える。

二十五の五 知事が指定する地域以外の地域において木竹を植栽すること（条例第十七条第三項第十二号に掲げる行為に該当するものを除く。以下この条において同じ。）。

二十五の六 宅地内に木竹を植栽すること。

二十五の七 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹を植栽すること。

第十七条中第二十五号の三を第二十五号の四とし、第二十五号の二の二を第二十五号の三とし、同号の前に次の三号を加える。

二十五の二の二 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。

二十五の二の三 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で当該採取等規制植物を損傷すること。

二十五の二の四 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体が実施するものであつて、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が知事に提出されたものに限る。）に参加した者が、特定外来生物である植物（木竹を除く。）を採取し、又は損傷すること。

第十七条第二十五号の十三中「行為」を「犬」に改め、「あつて」の下に「、」を、「もの」の下に「。」を加え、同号の次に次の一号を加える。

二十五の十四 家畜を係留放牧すること（条例第十七条第三項第十四号に掲げる行為に該当するものを除く。）。

第十七条第二十七号の十三を次のように改める。
二十七の十三 削除

第十七条第二十七号の三十の次に次の六号を加える。

二十七の三十一 公園管理団体が行う条例第四十三条第一項各号及び第二項各号に掲げる業務のために必要な行為であつて、その行為の内容及び実施期間を記載した書面が十四日前までに知事に提出されたものを行うこと。

二十七の三十二 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等の実施のために必要な行為として、条例第十七条第三項各号に掲げるものを行うこと。

二十七の三十三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除の実施のために必要な行為として、条例第十七条第三項各号に掲げるものを行うこと。

二十七の三十四 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第一項から第五項までの規定による保全事業の実施のために必要な行為として、条例第十七条第三項各号に掲げるものを行うこと。

二十七の三十五 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の規定により、知事の許可に係る行為として、条例第十七条第三項各号に掲げるものを行うこと。

二十七の三十六 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第一項の規定による指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、条例第十七条第三項各号に掲げるものを行うこと。

第十七条第二十八号から第三十一号までを次のように改める。
二十八から三十一まで 削除

第十七条の三第一号イ中「第十一号の四」の下に「、第十一号の十五」を加え、「第十八号」を「、第十六号の二」に改め、「第十八号の十二、第十八号の十四」を削り、「第二十四号の十六」の下に「、第二十五号の二の四」を加え、「第二十五号の五の三、第二十五号の六、第二十七号の十三」を「第二十五号の九」に、「第二十八号」を「第二十七号の三十一から第二十七号の三十六まで」に改め、同条第二十二号中「の職員」を「若しくは公園管理団体の職員又は県から委託を受けた者」に改め、「巡視」の下に「又は調査」を加える。

第十八条第一項第一号中「（様式第二十三号）」を「（様式第二十四号）」に改め、同項第二号中「（様式第二十四号）」を「（様式第二十五号）」に改め、同項第三号中「（様式第二十五号又は様式第二十六号）」を「（様式第二十六号又は様式第二十七号）」に改め、同項第四号中「（様式第二十七号）」を「（様式第二十八号）」に改める。

第十八条に次の一項を加える。

3 地球温暖化対策の推進に関する法律第二十二条の三第一項に規定する認定地域脱炭素化促進事業者が同条第三項第一号に規定する認定地域脱炭素化促進事業者が同条第三項第一号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従つて同法第二十二条の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組のために行う行為については、条例第二十七条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

第二十条第一号中「第十一号の十三」を「第十一号の十五」に、「第二十四号の十六の三」を「第二十四号の十六の二」に、「又は」を「、」に改め、「第二十七号」の下に「又は第二十七号の三十一から第二十七号の三十六まで」を加える。

第二十条中第十四号を削り、第十三号を第十四号とし、第三号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 地表からメートル以下の高さで、広告物等（表示面の面積が一平方メートル以下であるものに限る。）を設置すること（同一敷地内又は同一場所内における広告物等の表示面の面積の合計が五平方メートル以下の場合に限る。）。

第二十条に次の一号を加える。

十八 前条第一号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）以外の工作物の新築、改築又は増築に付帯する行為

第二十条の五第一項中「（様式第二十八号）」を「（様式第二十九号）」に改め、同条第三項第二号中「（様式第二十九号）」を「（様式第三十号）」に改める。

第二十条の七中「（様式第三十号）」を「（様式第三十一号）」に改める。

第二十条の八中「（様式第三十一号）」を「（様式第三十二号）」に改める。

第二十号の十二中「次」を「次の各号」に改め、同条第二号中「第四十三条各号」を「第四十三条第一項各号及び同条第二項掲げる業務にあつては、当該公園管理団体の業務として行うものに限る。以下同じ。）

「を」を加え、同条第三号中「第四十三条各号」を「第四十三条第一項各号及び同条第二項各号」に改め、同条第四号中「営利を目的としないことその他条例第四十三条各号」を「条例第四十三条第一項各号及び同条第二項各号」に改め、同条に次の一号を加える。

五 会社又は森林組合にあつては、自然公園の植生の保全その他の自然の風景地の保護に資する活動又は主として歩行者の通行の用に供する道路その他の施設の補修そ

他の維持管理に係る実績を有していること。

第二十条の十二を第二十条の十三とし、同条の前に次の一条を加える。

（公園管理団体となることができる法人）

第二十条の十二 条例第四十二条第一項に規定する知事が定める法人は、会社又は森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）に規定する森林組合とする。

第二十一条中「様式第三十二号」を「様式第三十三号」に改める。

第二十二条中「（昭和三十三年法律第六十一号）」を削る。

様式第一号中「（記名番号又は署名）」及び「（記名番号又は代表者の署名）」を削り、「設置場所又は設置内容第一号各号」を「設置場所又は設置内容第一号各号」に改める。

様式第一号の二、様式第二号、様式第二号の二及び様式第三号中「（記名番号又は署名）」及び「（記名番号又は代表者の署名）」を削る。

様式第三十三号の三を様式第三十四号の三とし、様式第三十三号の二を様式第三十四号の二とし、様式第三十三号を様式第三十四号とし、様式第三十二号を様式第三十三号とする。

様式第三十一号中「（記名番号又は署名）」及び「（記名番号又は代表者の署名）」を削り、同様式を様式第三十二号とする。

様式第三十号中「（記名番号又は署名）」及び「（記名番号又は代表者の署名）」を削り、「（様式第29号）」を「（様式第30号）」に改め、同様式を様式第三十一号とする。

様式第二十九号を様式第三十号とする。

様式第二十八号中「（記名番号又は署名）」及び「（記名番号又は代表者の署名）」を削り、「（様式第29号）」を「（様式第30号）」に改め、同様式を様式第二十九号とする。

様式第二十七号中「（記名番号又は署名）」及び「（記名番号又は代表者の署名）」を削り、「様式第8号及び様式第11号から様式第16号まで」を「様式第9号及び様式第12号から様式第17号まで」に改め、同様式を様式第二十八号とする。

様式第二十六号中「（記名番号又は署名）」及び「（記名番号又は代表者の署名）」を削り、同様式を様式第二十七号とする。

<p>様式第二十五号中「(記名押印又は署名)」及び「(記名押印又は代表者の署名)」を削り、同様式を様式第二十六号とする。</p> <p>様式第二十四号中「(記名押印又は署名)」及び「(記名押印又は代表者の署名)」を削り、「様式第8号から様式第22号」を「様式第9号から様式第23号まで」に改め、同様式を様式第二十五号とする。</p> <p>様式第二十三号中「(記名押印又は署名)」及び「(記名押印又は代表者の署名)」を削り、「様式第8号から様式第22号」を「様式第9号から様式第23号まで」に改め、同様式を様式第二十四号とする。</p> <p>様式第二十二号中「(記名押印又は署名)」及び「(記名押印又は代表者の署名)」を削り、同様式を様式第二十三号とする。</p> <p>様式第二十一号中「(記名押印又は署名)」及び「(記名押印又は代表者の署名)」を削り、同様式を様式第二十二号とする。</p> <p>様式第二十号中「(記名押印又は署名)」及び「(記名押印又は代表者の署名)」を削り、同様式を様式第二十一号とする。</p> <p>様式第十九号中「(記名押印又は署名)」及び「(記名押印又は代表者の署名)」を削り、同様式を様式第二十号とする。</p> <p>様式第十八号中「(記名押印又は署名)」及び「(記名押印又は代表者の署名)」を削り、同様式を様式第十九号とする。</p> <p>様式第十七号中「(記名押印又は署名)」及び「(記名押印又は代表者の署名)」を削り、同様式を様式第十八号とする。</p> <p>様式第十六号中「(記名押印又は署名)」及び「(記名押印又は代表者の署名)」を削り、同様式を様式第十七号とする。</p> <p>様式第十五号中「(記名押印又は署名)」及び「(記名押印又は代表者の署名)」を削り、同様式を様式第十六号とする。</p> <p>様式第十四号中「(記名押印又は署名)」及び「(記名押印又は代表者の署名)」を削り、同様式を様式第十五号とする。</p> <p>様式第十三号中「(記名押印又は署名)」及び「(記名押印又は代表者の署名)」を削り、同様式を様式第十四号とする。</p> <p>様式第十二号中「(記名押印又は署名)」及び「(記名押印又は代表者の署名)」を</p>	<p>削り、同様式を様式第十三号とする。</p> <p>様式第十一号中「(記名押印又は署名)」及び「(記名押印又は代表者の署名)」を削り、同様式を様式第十二号とする。</p> <p>様式第十号中「(記名押印又は署名)」及び「(記名押印又は代表者の署名)」を削り、同様式を様式第十一号とする。</p> <p>様式第九号中「(記名押印又は署名)」及び「(記名押印又は代表者の署名)」を削り、同様式を様式第十号とする。</p> <p>様式第八号中「(記名押印又は署名)」及び「(記名押印又は代表者の署名)」を削り、同様式を様式第九号とする。</p> <p>様式第七号中「(記名押印又は署名)」及び「(記名押印又は代表者の署名)」を削り、同様式を様式第八号とする。</p> <p>様式第六号中「(記名押印又は署名)」及び「(記名押印又は代表者の署名)」を削り、同様式を様式第七号とする。</p> <p>様式第五号中「(第7条第3項)」を「(第7条第5項)」に改め、「(記名押印又は署名)」を削り、同様式を様式第六号とする。</p> <p>様式第四号中「(第7条第1項)」を「(第7条第3項)」に改め、「(記名押印又は代表者の署名)」を削り、同様式を様式第五号とし、同様式の前に次の一様式を加える。</p>
---	--

様式第4号（第7条第1項）

公園事業譲渡承継承認申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

譲渡人の氏名及び住所

〔 法人にあっては、名称、住所及び
代表者の氏名 〕

譲受人の氏名及び住所

〔 法人にあっては、名称、住所及び
代表者の氏名 〕

_____が執行する_____県立自然公園_____事業
を承継したいので、次のとおり申請します。

執行の認可を受けた 年月日及び番号	年 月 日 第 号	
公園施設の種類		
譲受人が行う 公園施設の管理又は 経営の方法	経営方法	直営 委託（受託者 _____）
	料金徴収	有（標準的な額 _____） 無
	供用期間	通年 季節（供用期間 _____）
譲渡しようとする 年 月 日	年 月 日	
譲渡する理由		
備 考		

（注）「執行許可を受けた年月日及び番号」欄には、当該事業の当初の認可書記載のものを記載すること。

附則
この規則は、公布の日から施行する。